

令和2年6月26日

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝 殿

学校法人昭和大学

理事長 小口 勝吉



回答書

貴機構よりいただきました令和2年5月18日付「再申入書」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

申入れの趣旨への回答

- 平成29年度・平成30年度の医学部入学試験（一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期、大学入試センター試験利用入試）に出願し、入学検定料等を支払った者（但し、当該年度の最終合格者及び現役生を除く）に対し、入学検定料等相当額の損害賠償金を直ちに支払ってください。

回答1 上記申入れに沿って入学検定料を対象者に支払います。

なお、大学入試センター試験利用入試につきましては、入試要項において出願資格を現役生に限定していることから返還の対象となる出願者はおりません。

- 平成29年度・平成30年度の医学部入学試験（一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期）に出願し、入学検定料等を支払った女性（但し、当該年度の最終合格者を除く）に対し、入学検定料等相当額の損害賠償金を直ちに支払ってください。

回答2 上記申入れに沿って入学検定料を対象者に支払います。

なお、本学の平成29年度・平成30年度医学部入学試験において性別に基づき異なる取扱いがなされた事実はありませんが、第三者委員会の調査結果をも踏まえ、関係者に疑惑を抱かせる結果となったことに鑑み、上記申入れに沿って入学検定料を返還することとするものです。

- 中間調査報告書を平成31年1月18日付で受領しながら、平成31年4月5日付書面で当機構に対して「平成29年度・平成30年度医学部入学試験に関する調査結果の報告を受けていない」旨の回答をした理由を教えてください。

回答3 平成31年4月5日付回答書におきまして、「貴機構からの「ご回答の要請について」につきましては、第三者委員会による検証が終了し、委員会の最終報告を受けてから回答することいたしましたく、ご理解のほどお願い申し上げます。」と回答いたしましたとおり、同時点では第三者委員会による検証が継続され、全ての検証作業を踏まえた最終的な調査結果の報告及び調査結果に基づく提言を受けることが予定されておりましたため、第三者委員会による最終調査報告等を受けた上でご回答申し上げることがより適切であると判断いたしました。

返還手続について

本学から上記1と2の対象者に書面により入学検定料返還の案内を郵送し、返還手続を行うとともに、その旨を本学ホームページ上において公表することいたします。

以上